

	区分			支援法との併給	名称	恒久制度	対象とする自然災害の規模内容	対象とする被害程度(最大支給額(万円))							財源負担割合				制度の開始時期	
	①	②	③					全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他	都道府県全額	都道府県1/2 市町村1/2	それ以外の割合	左記の負担する市町村		
23	鳥根県		○	○	-	○	支援法の対象とならない被害規模の災害(市町村が法に基づく被災者生活再建支援金と同等の内容の支援金を支給した場合に、県は当該市町村に対し鳥根県被災者生活再建支援交付金を交付する)	300	300	300	250	-	-	-	-	○	-	-	被災地域	H14.4.1
		○	○	○	○	-	H30年4月9日に発生した鳥根県西部を震源とする地震	300	-	-	250	100	-	一部破損(請修する場合上限40)	-	○	-	-	-	H30.4.25
24	広島県		○		-	○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	-	○	-	-	被災地域	H12.6.7
25	山口県		○		-	○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町)	300	300	300	250	-	-	-	-	○	-	-	被災地域	H11.11.1
26	徳島県	○	○		○	-	平成26年台風第11号、第12号災害	300	-	-	150	150	100	-	-	-	県: 1/2 市町村: 1/4等	-	被災地域	H26.8.14
27	福岡県		○		-	○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	○	-	-	-	-	H24.7.3
28	佐賀県	○			○	○	・火災(自然災害に起因するものに限る。)洪水、津波、地震、暴風等の災害により、5世帯以上の住家が滅失したこと。 ・災害その他の災害により交通が途絶し、食糧その他の生活必需品が欠乏し、自力で旗達不能の世帯が5世帯以上発生した災害。	2以上 ※1	-	-	1以上 ※2	1以上 ※2	-	-	○	-	※3	-	-	H18.6.27
29	熊本県	○	○		-	○	県内で災害救助法が適用された災害	300	-	-	150	10	10	-	○	-	-	-	-	H25.6.21
30	大分県		○	○	-	○	全壊、半壊、床上浸水の被害が発生した災害(全ての世帯)	300	-	-	130	130	5	-	-	○	-	-	被災地域	H18.4.1
31	宮崎県	○	○	○	○	○	全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水)の被害が発生した災害。(全ての世帯)	20	-	-	15	10	10	-	-	○ (基金設置)	-	-	全市町村	H19.4.1
32	鹿児島県	○	○		○ ※5のみ	○	県内で支援法が適用された災害	20	-	-	20	20	20	20 ※4 30 ※5	-	○ (基金設置)	-	-	全市町村	H18.8.25
33	沖縄県	○	○	○	○	○	県内で発生した、天災地震その他災害(災害規模は問わない)	5	-	-	-	3	-	-	○	-	-	-	-	S47.10.11
合計 (団体数)		30	42	32			33都道府県 45制度 ※4制度が新設、4制度が申請期間終了・事業完了													

区分: 貴都道府県の支援制度に該当するものに対応して区分欄の①②③に○を付けてください。(複数の○可能)

- ① 国の被災者生活再建支援法適用災害で法適用市町村において支援
- ② 国の被災者生活再建支援法適用災害で法適用外市町村において支援
- ③ 国の被災者生活再建支援法適用外災害で法適用外市町村において支援

- ※1(佐賀) 1人増すごとに1万円を加える
- ※2(佐賀) 1人増すごとに5千円を加える
- ※3(佐賀) 県は市町において、左記の同額以上を交付した場合に支給する
- ※4(鹿児島) 店舗等が同等の被害を受けた小規模事業者
- ※5(鹿児島) 床上浸水以上の被災世帯、小規模事業者で、前年の1月1日から被災日までの対象災害においても床上浸水以上の被害を受けた者
- ※6(山梨) ()無し金額は基礎支援金額、()内は加算支援金との合計金額